

13 水漁 第3257号

平成14年4月1日

各漁業信用基金協会理事長 殿

水産庁長官

「新規就業者経営基盤強化資金等に係る中小漁業融資保証制度の運営について」の制定について

近年、漁業就業者が減少するとともに、漁業後継者のいる経営体の割合は低水準になっていることから、漁業生産の担い手たる意欲ある漁業者の確保・育成が最も重要な課題の一つになっており、漁家出身者はもとより、他産業からの新規参入についても、その円滑化を図ることが重要となっている。

一方、国内経済情勢の悪化とともに我が国の雇用情勢は極めて厳しい状況にあり、離職者の早期再就職、新規学卒者の就業の促進等が喫緊の課題となっている。

このため、他産業からの転職等による新たな漁業への就業を支援する観点から、新規就業者経営基盤強化資金等に係る漁業信用基金協会の保証について、一定の範囲内で無担保・無保証人での保証引受を推進することとしたところである。

これに伴い、「新規就業者経営基盤強化資金等に係る中小漁業融資保証制度の運営について」を別紙のとおり制定したので、御了知の上、新規就業者経営基盤強化資金等に係る中小漁業融資保証制度の円滑な活用をお願いします。

なお、この通知の制定に伴い「新規就業者支援資金等に係る中小漁業融資保証制度の運営について」（平成14年1月7日付け13水漁第2301号水産庁長官通知）を廃止することとしたので併せて御了知ありたい。

別紙

新規就業者経営基盤強化資金等に係る中小漁業融資保証制度の運営について

1 趣旨

近年の漁業を取り巻く厳しい状況の下で、我が国漁業が国民に対して水産物の安定供給の役割を果たしていくためには、漁家出身者はもとより、他産業からの新規参入を含め、漁業に取り組もうとする意欲ある担い手の育成が重要となっている。

一方、漁業においては、新たな漁業就業者の約半数が他産業からの離職転入者となっているなど、他産業からの参入が十分に見込まれる産業構造となっている。

しかしながら、漁業の就業に当たっては、漁業経営の成否が未知数であることに加え、他産業からの転職者又は新規学卒者等（以下「新規就業者」という。）が十分な担保物件を有することは稀であり、ましてや連帯保証人の確保は相当困難であること等から、漁業への新規参入に当たっての資金調達に支障が生じることが懸念される状況にある。

これまで、農林漁業信用基金の保証保険収支の改善策の一環として、漁業信用基金協会（以下「協会」という。）の保証決定に当たっては、「物的担保の徴求又は物的担保提供の予約の確保に努めることとし、やむを得ず人的担保に頼らざるを得ないときは、形式的な連帯保証人ではなく、実質的に保証能力を有する連帯保証人を立てさせるよう努めること」（昭和58年5月31日付け58-522漁政部長通知）を求めてきたが、新規就業者が必要とする資金の円滑な融通を図るため、無担保無保証人保証を推進することとし、従来から実施している漁業信用基金協会出資補助事業に加え、都道府県が、無担保無保証人保証の推進による新規就業者の融資について、協会のリスク債務保証額に係る基盤強化のための出資を行った場合に、支援措置を講ずることとしている。

このような趣旨を踏まえ、都道府県及び協会等において、新規就業者経営基盤強化資金等に係る中小漁業融資保証制度（以下「保証制度」という。）の円滑な活用を図る必要がある。

2 無担保無保証人保証制度の創設

協会は、その定めるところにより、会員たる中小漁業者等が次に掲げる資金（設備資金又は運転資金であって、当該中小漁業者等が漁業への就業後3年以内に借り入れ、かつ、3の経営計画に記載されたものに限る。）の借入れをすることにより金融機関に対して負担する債務の保証であって、その保証について担保及び保証人を提供させないもの（以下「無担保無保証人保証」という。）を行うことができる。

(1) 新規就業者（中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第2条第1項第

1号に掲げる者（漁業を営む個人に限る。）及び同項第2号に掲げる者に限る。）が借り受ける中小漁業融資保証法第2条第3項の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件（平成10年大蔵省・農林水産省告示第46号）第1号に掲げる資金

(2) 新規就業者が借り受ける漁業近代化資金

3 経営計画の策定

新規就業者が無担保無保証人保証制度の適用を受けようとする場合には、協会が別に定めるところにより、当該新規就業者が漁業を営む地元の漁業協同組合又は資金を借り入れることとなる金融機関の指導の下、3カ年間の経営計画を策定するものとする。

4 無担保無保証人保証制度に係る1被保証人についての保証の金額の最高限度

無担保無保証人保証制度が適用される1被保証人についての保証の金額の最高限度は、1,500万円を限度として協会が別に定める金額とする。

5 無担保無保証人保証制度に係る保証引受の方針について

漁業の新たな担い手の確保・育成に資するよう、新規就業者について、一般的に確保が困難とされる物的担保、連帯保証人の徴求を条件としないで保証を引受けることができないか、十分に審査の上、可能な案件については極力担保、保証人を条件としないで保証引受を行うよう努められたい。

なお、新規就業者が借り入れる資金の要件である無担保無保証人保証は、新規就業者にとって担保、保証人の確保が大きな負担となっている状況を改善しようとするものであることから、協会が物的担保及び人的担保の徴求を条件としないで行う債務の保証を対象としているが、物的担保には融資対象物件についてまで担保として提供させないことを求めたものではない。

また、償還能力等からみて担保徴求が必要と判断される者についてまでその徴求を行わないことを求めているものでない（この場合は、新規就業者経営基盤強化資金による保証の対象とはならない。）ので、これらの点について十分御留意されたい。

6 新規就業者経営基盤強化資金に係る出資の積極的な活用について

意欲ある漁業者の確保・育成を図る観点から、新規就業者が必要とする資金に係る保証の円滑化を推進するため、協会の保証基盤の充実を図ることが必要となっている。

このため、都道府県が行う協会への出資に係る助成対象資金に、新たに、「新規就業者経営基盤強化資金」（2の(1)に掲げる資金であって、当該資金について協会に

よる無担保無保証人保証が行われるものをいう。)が追加されたので、当該資金に係る出資の積極的な活用に努められたい。

なお、漁業近代化資金など、既に漁業信用基金協会出資補助金の対象となっている資金により、都道府県の出資及び協会の保証が行われた場合は、漁業近代化資金等の補助により行われることから、「新規就業者経営基盤強化資金」に係る出資補助には含まれないことに十分御留意されたい。